
宍粟市学校規模適正化推進計画

(全体計画)

平成21年8月
宍粟市教育委員会

目 次

| | | |
|----|---------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 1) | 策定の背景 | 1 |
| 2) | 児童数の推移と今後の見通し | 3 |
| 3) | 適正化の必要性 | 4 |
| 2 | 学校規模適正化に関する基本方針 | 6 |
| 1) | 推進期間 | 6 |
| 2) | 適正化の対象とする校種 | 6 |
| 3) | 適正化の推進に関する重点事項 | 6 |
| 4) | 本計画の位置づけと個別計画の策定 | 7 |
| 5) | 目標とする学校規模 | 8 |
| 6) | 校区再編の枠組案 | 8 |
| 7) | 小中一貫教育の導入に向けた検討 | 10 |
| 8) | 施設整備等に関する考え方 | 10 |
| 9) | 通学手段の整備等に関する考え方 | 10 |
| 3 | 今後の取組 | 11 |
| 1) | 学校規模適正化地区別懇談会の実施 | 11 |
| 2) | 学校規模適正化地区別協議会の設置 | 11 |
| 3) | 短期スケジュール | 11 |
| 4) | 全体スケジュールに関する基本的な考え方 | 12 |

1 はじめに

1) 策定の背景

学校は、一定規模の集団で活動することをおして、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」などを確実に身につけさせ、自立した人間の育成を目指す教育の場です。公立学校には多様な子どもが在学しており、集団での活動や友だちとの関わりの中で同じ価値を共有したり自分と違う考え方や個性に出会ったりする経験をおして、互いが切磋琢磨し、ともに成長することができます。

しかしながら、宍粟市内の各小中学校においては、近年の少子化の影響などから、児童生徒数の減少とそれに伴う学校の小規模化が進行しています。集団の規模が小さくなると集団教育の良さが活かされにくくなるばかりでなく、学校の教職員などの配置数が減り、学校運営や児童生徒の指導に難しさが生じてきます。

平成18年、日本の教育制度の根幹となる教育基本法が約60年ぶりに全面改正となりましたが、この中では、地方公共団体の責務として「教育に関する基本的な計画」策定を行い、地域の実情に応じた教育の振興を図ることとしています。

このような状況下において、宍粟市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)でも、宍粟市教育環境の抱える様々な課題に対して、長期的かつ包括的な対応を図るため、昨年8月に今後の10年間にむけた長期構想である“しそうの子ども生き生きプラン”(以下、「生き生きプラン」という。)を策定しました。

その過程では、保護者や教職員を対象とした意識調査等を実施すると共に、保護者、教職員及び各地域の代表者や学識経験者等からなる“宍粟市義務教育の振興に係る長期構想策定委員会”を設置し、計10回にわたって議論を行って頂きました。

生き生きプランの中では六つの基本目標の内の一つである『社会の変化に対応する学校づくり』の実現に向けて、『市の特性を踏まえた学校規模の適正化』の必要性が示されています。また、その実現に向けては学校規模の適正化(以下、「適正化」という。)に関する推進計画を定め、保護者や地域の皆様の理解と納得を得ながら年次的な推進を図ることが明記されています。

教育委員会では多くの方々とともに定めたこの方針に沿って、宍粟市学校規模適正化推進計画(以下、「本計画」という。)を策定しました。今後においては保護者や地域の皆様のご意見をより一層大切にしながら、児童生徒により良い教育環境を提供することを目的として、本計画の具体化に全力を挙げて取り組んで参ります。

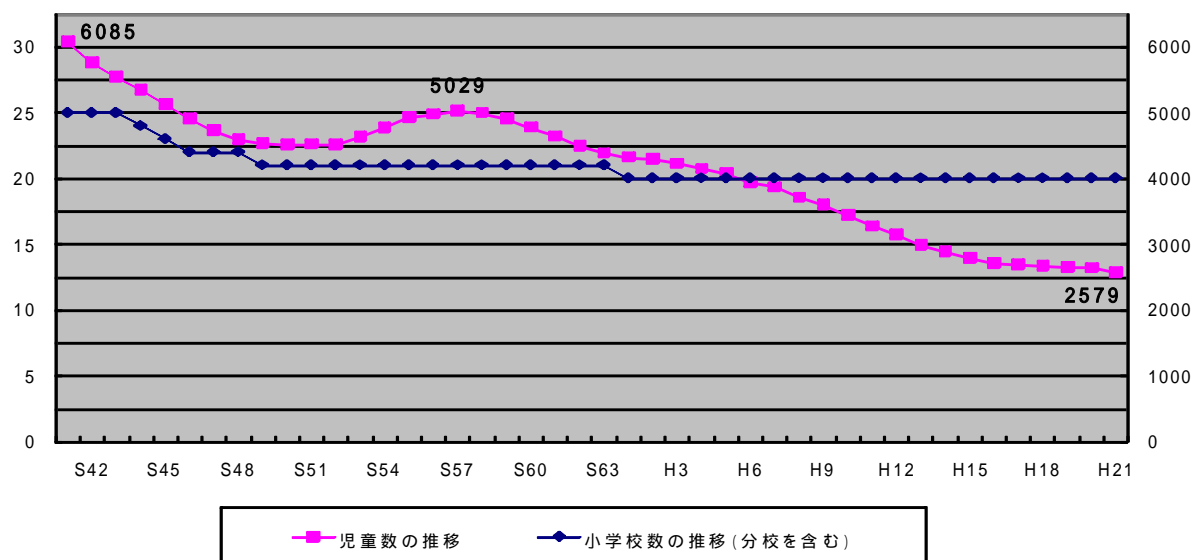
2) 児童数の推移と今後の見通し

児童数及び小学校数の推移

昭和 41 年以降、市内(平成 16 年以前は旧 4 町、以下同じ。)の児童数は減少傾向にあります。昭和 57 年頃には第二次ベビーブームの影響から一旦回復傾向を見せるものの、その後、再び減少を続け、本年度は 2,579 人となっています。

なお、最も古い記録では昭和 36 年度の児童数が 8,205 人となっており、この約半世紀の間に児童数は 1/3 以下に減少した事になります。

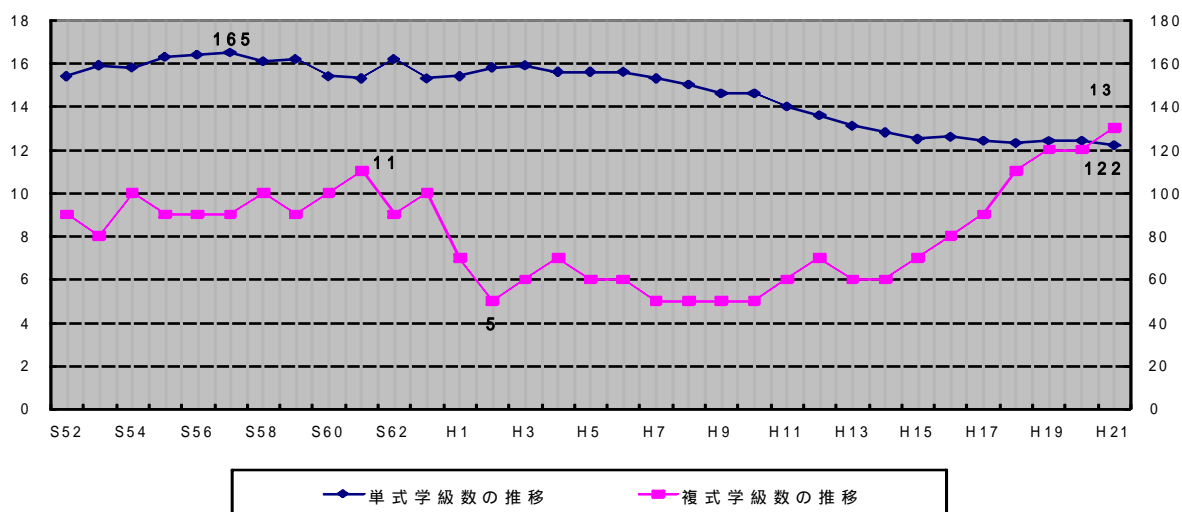
一方、小学校数に関しては昭和 41 年以降、数カ所に設置されていた分校の統廃合が進み、昭和 50 年頃には 21 校となっています。その後、平成元年の野尻・引原小学校の統合を経て、現在の 20 校の体制となっています。



学級数(単式・複式)の推移

昭和 52 年以降の小学校の学級総数(単式・普通学級)は昭和 57 年の 165 学級をピークとして緩やかに減少を続けており、平成 21 年度は 122 学級となっています。

一方で複式学級の総数は平成元年の野尻・引原小学校の統合を契機に一旦減少を見せるものの、その後増加を続け、平成 21 年度は 13 学級となり、昭和 52 年以降において最多となっています。

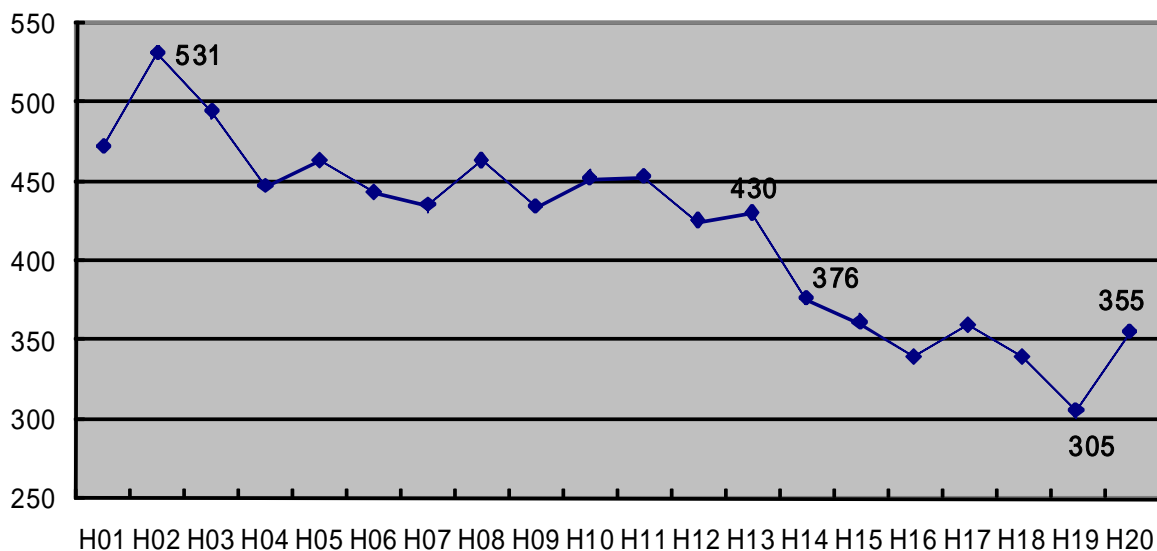


出生者数の推移及び児童数の推移見込み

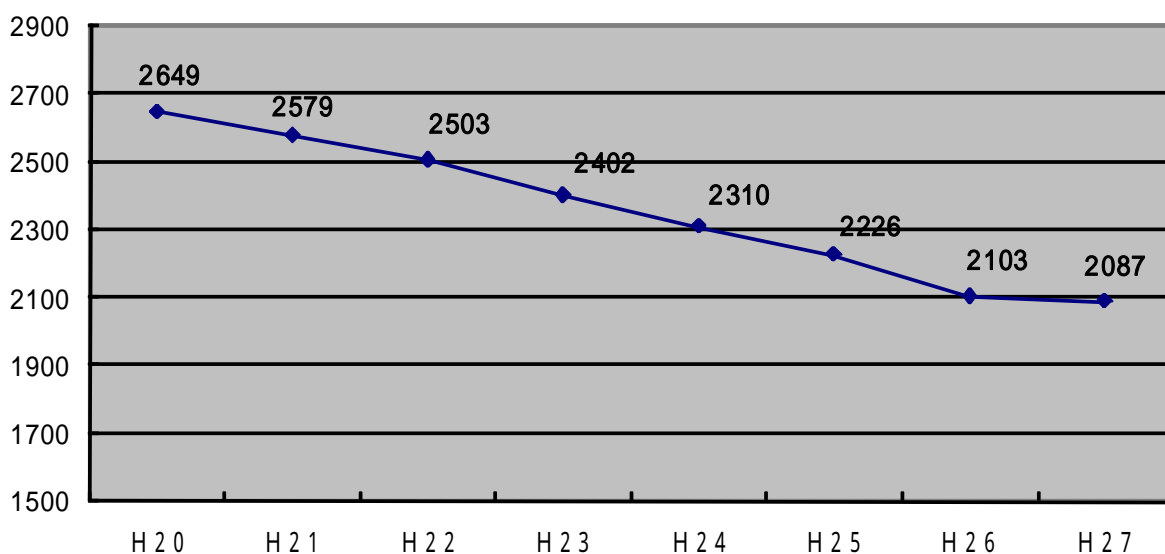
平成 21 年 5 月現在の住民基本台帳により年度毎の出生者数を比較すると、平成 14 年以降に著しい減少傾向がみられます。(グラフ A)

また、平成 14 年度の出生児童は平成 21 年度に就学年齢を迎えることから、平成 21 年度以降、市内の児童数は急激に減少を続け、平成 27 年には 2087 人となることを見込まれます。(グラフ B)

出生者数の推移(グラフ A)



児童数の推移見込み(グラフ B)



3) 適正化の必要性

現在、各学校ではそれぞれの規模に応じて、その特性を活かした様々な教育活動に前向きに取り組んでいます。その中でも特に小規模校では地域社会とのつながりが深く、教職員の目が一人一人の児童生徒に行き届きやすいなど、小規模校特有のメリットもあります。

それでもなお、適正化を推進することの必要性はどこにあるのでしょうか。教育委員会ではこのことを次の三つの観点から整理しています。

教育効果の観点

学校教育において集団教育の良さを活かすためには、子どもたちの学校生活における様々な場面で一定の集団規模を確保することが重要となります。これによって、たとえば学習やスポーツなどの面で相互に切磋琢磨の機会を与えることができ、よりよく競争心や社会性を育むことができるほか、群れ遊びに多様性が生まれ、それぞれの子どもに適した遊びの環境が生まれやすい、男女比の極端な偏りが防げる、体育や音楽の授業においては扱える種目や題材が広がるなど、多くの望ましい効果を実現できます。

また近年、自然体験、社会体験や福祉活動など、教育全体を通じて体験的学習の重要性が高まっていますが、一定の集団規模を確保することにより、これまでに増して幅広いプログラムや活動の実施が可能になるとともに、より多くの友達と感想や意見をわかちあう事で、より深く幅広い“気づき”が得られるといった効果が期待できます。

保護者ニーズの観点

平成 20 年 1 月に教育委員会が実施した“宍粟市義務教育に関する意識調査”では 50 人未満の学校に通う児童の保護者の 91.9%が現在の学校規模に関して“小さすぎる”あるいは“少し小さい”と回答しています。

また、適正化を推進することについては、小学校保護者の 63.2%が“積極的に推進すべき”あるいは“適切な教育環境確保のためにはやむを得ない”と回答しています。この傾向については小規模校になるほど強くなり 50 人以下の規模では 70.2%に上ります。全体として一定規模の集団教育の必要性が認識されており、適正化を求める姿勢がうかがえます。

また、一つの小学校に求められる規模としては 81.9%の保護者が 150 人以上の規模を選択しており、一つの学級の規模としては 25 人程度とする回答が多くなっています。(『宍粟市義務教育に関する意識調査報告書』及び『しろうの子ども生き生きプラン』に詳述)

学校運営の観点

日本の法律(『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』)では、“小中学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制すること”が原則と定められています。しかし、市内には極端に児童数が少ないため、やむをえず例外的に複数の学年で一つの学級を編成している、いわゆる複式学級()が13学級(学校数は6校)あります。適正化によって、同一学年からなる一つの学級を、一人の先生が教えるという、本来のすがたに戻すことができます。

また、これによって学校の中の教職員の数が増えて、意見交換等が活発になり、多面的な校内研修が行える、教職員一人あたりの事務負担を軽減できるといった効果が期待できます。

加えて、本市においては、生き生きプランに示す各種事業の推進に加えて、学校施設の耐震化など学校教育に係る経費の増加が見込まれる中で、効果的かつ効率的な教育投資を行うための基盤づくりが求められます。

また、国にあっては昨年7月に文部科学省が中央教育審議会に対して、学校規模の目安や統廃合の具体的な進め方などの審議を要請しており、今後は国全体として適正化に向けた動きが加速すると考えられます。

教育委員会ではこれらの課題に対応し、生き生きプランに定める基本目標『社会の変化に対応する学校づくり』を実現するとともに、各種の教育施策を効果的・効率的に推進するため、宍粟の教育の最大の目標である『育もう夢と希望 拓こうまちの未来 創りあげよう宍粟の教育』を合い言葉に適正化を推進します。

複式学級の基準

兵庫県内の小学校では、隣接する二つの学年の合計児童数が14人以下となる場合に複式学級が編成されます。

ただし、1年生を含む場合は8人以下となります。

2 適正化に関する基本方針

1) 推進期間

適正化の推進に際しては、各種の協議に相当の期間を要することや、拙速な実施は子ども達の学習環境に急激な変化を与えることが予想されることから、本計画の推進期間は10年間とし、対象となる校区毎に順次取組を進めます。

2) 適正化の対象とする校種

現在の小学校区は地域コミュニティの基盤として広く認識されています。適正化に伴い再編された後の校区においても、これまでと同様の機能を担うことが期待されます。そこで、その範囲を検討する上では新しい校区が広くなりすぎないこと、これまでの経緯の中で地域間のつながりがあること、などが重要な要件となります。

また、今後は小中一貫教育などの取組を推進する上で、小学校と中学校の連携が重要となります。これに向けては、小学校区と中学校区が同一の範囲となることにより、一層効果的・効率的な取組が可能となります。

よって本計画による校区再編の対象は小学校のみとし、中学校の統廃合は本計画に含めないこととします。

3) 適正化の推進に関する重点事項

学校は子ども達一人一人の自己実現を支援するとともに、次世代の市民の育成を目的とする教育の場です。その充実を図るために、適正化の推進は早急に取り組まなくてはならない重要な課題です。

一方で、学校は地域における文化活動の拠点や、地域コミュニティのシンボルとしての役割も担ってきました。

学校の持つこの二つの側面を重視する観点から、教育委員会では次の3点を適正化の推進に関する重点事項と捉え、今後の取組の基調とします。

保護者、地域の皆様の理解と納得に基づく適正化の推進

これまで各学校においては通学路の安全確保や、総合学習での活動など、地域の皆様からの暖かいご支援を頂く中で、様々な取組を進めて来ました。また、今後においては学校と地域の関わりが、さらに重要なものとなります。

一方で適正化に伴う校区の再編は、そこに通う子ども達だけでなく、周辺地域にも大きな影響を与えることとなります。

適正化実施後の新しい学校が、現在の各校と同様に皆様に愛されるものとなるためには、設置に向けた検討の段階から保護者や地域の皆様と学校、行政が一体となり、取組を進めることが重要であると考えています。

将来を見据えた適正化の推進

本計画3ページに記載のとおり、平成21年度以降、児童生徒数の減少傾向にはより一層拍車がかかることが見込まれます。このことから、今回実施する適正化によって十分な学校規模を確保できない場合には、近い将来において現在と同様の課題が再度発生することが懸念されます。

適正化によって学校の教育的機能を高めるといふ、本来の目的を達成するためには、現時点(平成21年度)で予測可能な範囲で、最も遠い将来である平成27年度時点の児童数を基準として、目標とする規模等の検討を進める必要があります。

教育環境の充実と新しい学校教育の創造

適正化に伴う校区の再編はこれまでの各校の取組を整理するとともに、新たな学校を創りあげる取組でもあります。

教育委員会では適正化を単なる児童数の調整に留めるのではなく、教育環境充実の好機であると捉え、生き生きプランに定める新しい学校教育の創造に向けた各種の取組と併せて推進します。

また、学校の統合に関しては、原則として対象となる全ての学校を閉校し、再編後、新たな学校として開校することを原則とします。

4) 本計画の位置づけと個別計画の策定

適正化の推進に際しては、校区再編の時期、通学手段の検討、各学校のこれまでの取組の承継や学校指定品の取り扱いなど、様々な調整を行う必要があります。これらは対象となる地域ごとに事情が異なっており、市全体として一概に方針を定めることが出来ません。

また、前述のとおり具体的な内容の検討に際しては保護者や地域の皆様にご参画を頂き、理解と納得を得る中で取組を進める必要があると考えています。

よって、本計画は教育委員会の大まかな取組方針を定める“全体計画”とし、今後、具体の調整事項に関しては、保護者や地域の皆様との協議を重ねながら、校区再編の対象となる地域毎に“個別計画”を策定することとします。

5) 目標とする学校規模

前述のとおり“ 宍粟市義務教育に関する意識調査 ”の結果からは保護者の考える小学校の適正規模としては 150 人以上とする回答が多くなっています。この場合、一つの学級の規模としては 25 人程度となりますが、これについても多くの保護者や教職員の希望と合致する結果となっています。

また、この規模のクラス編成では野球・ソフトボール、サッカー、バレーボールなど主要なスポーツ種目において複数のチーム編成が可能となることに加え、校外学習等の際に行う班編成においても、5～8 人程度の班を 3～5 班以上編成することが可能となり、子ども達が個性を発揮しながら、多様な取組を行うのに適している規模であるといえます。

よって、適正化の推進に際しては平成 27 年時点で 150 人以上となることを一定の目標規模と定め、校区の広さや、通学路の状況、地域の実情等を総合的に勘案して新校区を定めます。

6) 校区再編の枠組(案)

校区再編の枠組みに関する最終的な決定は個別計画の策定時に行うこととします。しかし、それに向けた協議を行うためには教育委員会より新校区の案を具体的に示す必要があります。そこで、上記の 5) の考え方にもとづき教育委員会の考える新校区の枠組案を表 1 のとおりとし、この枠組みに従って個別計画の協議を開始することとします。

校区再編の枠組(案)

(表1)

| 現行校区 | | 新校区 | | 優先実施校区 (or) |
|------|--------------|-------------|--------------|------------------|
| 校区名 | H27 見込児童数 | 校区名 (仮称) | H27 見込児童数 | |
| 山崎 | 470 | 第1校区 | 470 | |
| 菅野 | 100 | 第2校区 | 131 | |
| 土万 | 31 | | | |
| 城下 | 276 | 第3校区 | 345 | |
| 戸原 | 69 | | | |
| 伊水 | 77 | 第4校区 | 114 | |
| 都多 | 37 | | | |
| 河東 | 183 | 第5校区 | 183 | |
| 神野 | 156 | 第6校区 | 156 | |
| 神戸 | 176 | 第7校区 | 241 | |
| 染河内 | 65 | | | |
| 下三方 | 46 | 第8校区 | 165 | |
| 三方 | 66 | | | |
| 繁盛 | 53 | | | |
| 波賀 | 145 | 第9校区 | 170 | |
| 野原 | 22 | | | |
| 道谷 | 3 | | | |
| 千種南 | 98 | 第10校区 | 112 | |
| 千種北 | 7 | | | |
| 千種東 | 7 | | | |

網掛け(■)の箇所が適正化の対象校区となります。

現行校区名の横の 印は平成21年度時点で複式学級が編制されている学校を表します。

優先実施校区は平成21年度時点で複式学級が編制されているか、平成27年度までに複式学級の編制が見込まれる学校を含む新校区を で表します。

このうちすでに、すべての学年が複式学級の形態となる完全複式学級となっている学校を含む新校区は で表します。

7) 小中一貫教育の導入に向けた検討

生き活きプランの中では、適正化と並ぶ重要な取組として、“小中一貫教育の導入に向けた取組の推進”を掲げています。これは小学校の6年間と中学校の3年間を一貫した教育期間と見なし、それぞれの校種の教員が交換授業を行ったり、小学校からの教科担任制の導入や英語教育の強化など、小中学校それぞれの良さを引き出すことにより、より高い教育効果を実現しようとするものです。

このことにより児童生徒の学力向上が期待されるほか、子ども達が小学校から中学校に進学する際の心身の負担を和らげることができ、中1ギャップの解消にも効果があると云われています。

小中一貫教育には小学校と中学校が別々の校舎に居ながら、一貫した教育を行う“連携型”と、同じ校舎で共に学ぶ“一体型”の二つの形態があります。他市町の事例等によると“一体型”の小中一貫教育の方がより高い教育効果が得られるといわれています。しかし、“一体型”の実施に際しては制度上の課題解決や施設の増改築等が必要となるため、人的にも財政的にも多くの投資を要します。

宍粟市では平成21年度以降、全ての学校において“連携型”小中一貫教育の導入に向けた取組を順次開始します。また、将来的には“一体型”小中一貫教育校の設置を目指しますが、その為には該当する校区において、小学校と中学校が一对一の関係となっていることが前提となります。

8) 施設整備等に関する考え方

今後、小中一貫教育等の円滑な推進をはかるため、適正化実施後の新設校は新校区内の中学校から最も近い位置にある校舎を使用して開設することを原則として取組を進めます。

また、適正化に伴う条件整備として改修・改築や増築が必要な箇所については積極的に環境改善をはかります。ただし、既設校舎の耐震化や大規模改修についても適正化の動向を見据えた上で実施する必要があることから、今後の学校施設整備に関しては個別計画が策定され、適正化の目途が立った箇所から順次取組を進めます。

9) 通学手段の整備等に関する考え方

校区の再編により、通学距離の伸びる児童については、スクールバス等による通学手段の整備を検討します。

それに向けては、単に通学時間の短縮を目的とするのではなく、児童の通学上における安全確保にも重点を置いて取組を進めます。

3 今後の取組

1) 学校規模適正化地区別懇談会の実施

平成 21 年度以降、本計画 9 ページに示す表 1 の中で、適正化の対象となる校区において“学校規模適正化地区別懇談会”(以下、「懇談会」という。)を開催します。懇談会では本計画の説明を行った上で、“校区再編の枠組み”と“適正化の実施時期”について保護者や地域の皆様からのご意見を伺うとともに、疑問や質問にお答えします。

その後、教育委員会では懇談会におけるご意見等を参考にさせていただきながら、“校区再編の枠組み”と“適正化の実施時期”についての最終的な決定を行います。

2) 学校規模適正化地区別協議会の設置

上記 1) の懇談会等を経て、新校区の枠組みや実施時期等に関する協議の整った校区については、順次、個別計画の策定に着手します。

個別計画の策定に際しては、保護者や地域の皆様ご意見を十分に反映させる必要があることから、その協議を行うための母体として対象校区毎に“学校規模適正化地区別協議会”(以下、「協議会」という。)を設置します。

協議会では適正化実施後の新しい学校の名称や学校指定品の取り扱い、通学手段等、適正化に係る課題についての協議を行い、その内容を踏まえて最終的に個別計画の内容を決定します。

3) 短期スケジュール

上記の考え方に基づき、平成 22 年度中盤までの短期的なスケジュールを以下の通りとします。

| | 平成 21 年度 | | | | | | | | | | | | 平成 22 年度 | | | | | | |
|---------------------|----------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----------|---|---|---|---|-----|--|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | |
| 本計画の策定・公表 | | | | | ◆ | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区別懇談会 | | | | | | → | | | | | | | | | | | | | |
| 協議会設置 (初回実施校区) | | | | | | | | | | | | ◆ | | | | | | | |
| 個別計画の策定 (初回実施校区) | | | | | | | | | | | | | → | | | | | ... | |

4) 全体スケジュールに関する基本的な考え方

本計画の推進期間である10年間を通じた全体スケジュールは、個別計画の策定状況に応じて随時決定することとしますが、学校、児童への負担や、地域への影響を考慮し、以下の点を基調として調整をはかります。

適正化の推進は計画期間対象内で全体的なバランス等も考慮し実施するよう調整します。

協議会の設置により個別計画を策定し、その後さらに一定の準備期間を経て、新設校の開校を目指します。

以上の考え方にもとづき、本計画の推進期間である平成30年度末までには5箇所程度の新校区の実施を一定の目標とします。

適正化の推進に際して複式学級の解消が必須条件であることから、9ページの表1に示す優先実施校区については、特に重点的に取組を進めます。

計画期間内の全体スケジュールは、以下のとおりとします。ただし、各校区の協議状況により、個別のスケジュールに期間の長短はあり得るものとします。

| | 計画期間 (H21 ~ H30) | | | | | | | | | | | |
|-----------|------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|---|
| | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |
| 本計画の策定・公表 | ◆ | | | | | | | | | | | |
| 地区別懇談会 | → | | | | | | | | | | | |
| 協議会設置 | ◆ | | ◆ | | ◆ | | ◆ | | ◆ | | | |
| 個別計画の策定 | | ● | | ● | | ● | | ● | | ● | | |
| 新校区実施 | | | ● | → | | | | | | | | ● |

